

もとみや空き家バンクQ & A (空き家を買いたい・借りたい方向け)

【空き家バンクの利用について】

Q1. 空き家バンクとはなんですか。

A. 「空き家バンク」とは、本宮市内にある空き家の売却や賃貸を希望する物件所有者から提供を受けた空き家情報を、空き家の購入や賃借を希望する方へ提供する制度です。市ホームページなどで公表し、発信をしていきます。なお、市は売買等の交渉や契約手続きには関与しません。

Q2. 空き家バンクを利用するのに料金はかかりますか。

A. 空き家バンクの利用申込は無料です。

※「もとみや空き家バンク」への登録や利用申込みに手数料は発生ませんが、宅建業者に仲介を依頼した場合は、契約成立の際に法律により定められた範囲内で仲介手数料が発生します。

Q3. 空き家バンクを利用するにはどのような書類が必要ですか。

A. 空き家バンク利用申込書と本人確認書類の写しを提出していただきます。

※様式は市HPからダウンロードしていただくか、市役所までご連絡ください。

Q4. どのような人でも空き家バンクの利用申込はできますか。

A. 市内に定住または定期的に滞在して、地域住民と協調して生活ができ、一緒に地域の活性化のために活動してくださる方であればどなたでもご利用いただけます。

なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者は利用申込みはできません。

Q5. 空き家バンクに掲載中の物件を見学できますか。

A. 利用申込書を提出していただくと、後日、物件登録者もしくは仲介を担当する宅建業者から利用希望者へ連絡が入り、見学日時などを相談していただくこととなります。

Q6. 希望する物件には、すぐに住むことは可能ですか。

A. 空き家バンクに掲載中の物件を利用したい場合は、「空き家バンク利用申込書」を提出してください。その後、物件登録者もしくは仲介を担当する宅

建業者との交渉により合意すれば契約が結ばれます。物件の状態にもよりますがその後の利用となります。

Q7. 一定期間だけ空き家を借りたい場合でも利用はできますか。

A. 貸主の方の同意が得られれば、一定期間だけ借りることも可能です。

Q8. 畑や田んぼは付いてきますか。

A. 物件によって異なります。家庭菜園であれば、そのままご利用いただけますが、農地（畑、田）の売買は農地法で規制されていますので、取得されたい場合は農業委員会の許可が必要になり、正式な手続きを踏んでいただく必要があります。

Q9. 改修してもよいですか。

A. 物件により異なります。売買の場合は改修していただけますが、賃貸の場合は物件所有者の方との相談が必要です。

Q10. ペットを飼ってもよいですか。

A. 物件により異なります。売買の場合は問題ないと思われませんが、賃貸の場合は物件所有者の方との相談が必要です。

Q11. 空き家の所有者と直接交渉したいので、所有者の連絡先を教えてください。することはできますか。

A. 市では、直接、物件所有者の情報をお知らせすることはできません。物件の利用を希望される方は、空き家バンクへの利用申込みをお願いします。